

18. 所得税の控除

(付 個人住民税の)

区分	平成26年	27	28	29
給与所得控除	<p>給与等の収入金額が、180万円までの場合 40%</p> <p>360万円までの場合 30%+180,000円</p> <p>660万円までの場合 20%+540,000円</p> <p>1,000万円までの場合 10%+1,200,000円</p> <p>1,500万円までの場合 5%+1,700,000円</p> <p>1,500万円超の場合 2,450,000円 (一定)</p> <p>最低保障額 650,000円</p>	同 左	<p>給与等の収入金額が、180万円までの場合 40%</p> <p>360万円までの場合 30%+180,000円</p> <p>660万円までの場合 20%+540,000円</p> <p>1,000万円までの場合 10%+1,200,000円</p> <p>1,200万円までの場合 5%+1,700,000円</p> <p>1,200万円超の場合 2,300,000円 (一定)</p> <p>最低保障額 650,000円</p> <p>(26年度改正において措置)</p>	<p>給与等の収入金額が、180万円までの場合 40%</p> <p>360万円までの場合 30%+180,000円</p> <p>660万円までの場合 20%+540,000円</p> <p>1,000万円までの場合 10%+1,200,000円</p> <p>1,000万円超の場合 2,200,000円 (一定)</p> <p>最低保障額 650,000円</p> <p>(26年度改正において措置)</p>
給与特定支出者控除	<p>給与と所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除額の2分の1(給与収入1,500万円超の場合は125万円)を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。</p>	同 左	<p>同 左</p> <p>(注)平成28年分以後、適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1とする。</p> <p>(26年度改正において措置)</p>	同 左
専従者特別控除	<p>青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、労務の提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認められる金額</p> <p>白色事業専従者控除 (配偶者の場合 500,000円 最高限度 860,000円)</p> <p>① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 650,000円</p> <p>② ①以外の青色申告者 100,000円</p>	同 左	同 左	同 左
公的年金等控除	<p>[65歳未満の者] 公的年金等の収入金額が、1,300,000円までの場合 700,000円</p> <p>4,100,000円までの場合 25%+375,000円</p> <p>7,700,000円までの場合 15%+785,000円</p> <p>7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円</p> <p>[65歳以上の者] 公的年金等の収入金額が、3,300,000円までの場合 1,200,000円</p> <p>4,100,000円までの場合 25%+375,000円</p> <p>7,700,000円までの場合 15%+785,000円</p> <p>7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円</p>	同 左	同 左	同 左

及び税率の推移
(控除及び税率)

30	令和元年	2	3	4
同左	同左	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 $40\% - 100,000円$ 360万円までの場合 $30\% + 80,000円$ 660万円までの場合 $20\% + 440,000円$ 850万円までの場合 $10\% + 1,100,000円$ 850万円超の場合 $1,950,000円 (一定)$ 最低保証額 $550,000円$ (所得金額調整控除) ① 給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する場合等には、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する(15万円を上限)。 ② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額(10万円を上限)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を上限)の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。 (30年度改正において措置)	同左	同左
同左	同左	特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加。 また、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、限度回数(1月に4往復)を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費等の額を追加。 (30年度改正において措置)	同左	同左
同左	同左	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 同左 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 $550,000円$ ② ①以外の青色申告者 $100,000円$ ③ 上記①の者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者 $650,000円$ イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿の備付け及び保存を行っていること。 ロ その年分の所得税の確定申告書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うこと。 (30年度改正において措置)	同左	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 同左 青色申告特別控除 同左 (注) 控除額65万円の適用要件である「電子帳簿保存」については、令和3年度改正前の電子帳簿保存法の保存要件が維持されている。 (令和3年度改正において措置)
同左	同左	①公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合 (65歳未満の者) 公的年金等の収入金額が、 1,300,000円までの場合 $600,000円$ 4,100,000円までの場合 $25\% + 275,000円$ 7,700,000円までの場合 $15\% + 685,000円$ 10,000,000円までの場合 $5\% + 1,455,000円$ 10,000,000円超の場合 $1,955,000円$ (65歳以上の者) 公的年金等の収入金額が、 3,300,000円までの場合 $1,100,000円$ 4,100,000円までの場合 $25\% + 325,000円$ 7,700,000円までの場合 $15\% + 685,000円$ 10,000,000円までの場合 $5\% + 1,455,000円$ 10,000,000円超の場合 $1,955,000円$ ②1,000万円を超え2,000万円以下である場合 上記①から10万円引下げ ③2,000万円超の場合 上記①から20万円引下げ (30年度改正において措置)	同左	同左

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29
所得控除	基礎控除 380,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者控除 380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 480,000円 (控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下 であること)	同 左	同 左 (注) 非居住者である親族に係る配偶者控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①配偶者控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付等することを義務付ける。 (27年度改正において措置)	同 左
	配偶者特別控除 最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整。 配偶者の所得 控除額 38~40万円未満 38万円 40~45 " 36 " 45~50 " 31 " 50~55 " 26 " 55~60 " 21 " 60~65 " 16 " 65~70 " 11 " 70~75 " 6 " 75~76 " 3 "	同 左	同 左 (注) 非居住者である親族に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①配偶者特別控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付等することを義務付ける。 (27年度改正において措置)	同 左

(続)

及 び 税 率 の 推 移 (続)

30	令和元年	2	3	4
同 左	同 左	合計所得金額が2,400万円以下である居住者 480,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下である居住者 320,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下である居住者 160,000円 合計所得金額が2,500万円超である居住者については基礎控除の適用はできないこととする。 (30年度改正において措置)	同 左	同 左
居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 380,000円 (老人控除対象配偶者：480,000円) 900万円超950万円以下の場合 260,000円 (老人控除対象配偶者：320,000円) 950万円超1,000万円以下の場合 130,000円 (老人控除対象配偶者：160,000円) (注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできない。 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (29年度改正において措置)	同 左	同 左 (注) 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が48万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (30年度改正において措置)	同 左	同 左
居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～85万円以下 38万円 85～90 “ “ 36 “ 90～95 “ “ 31 “ 95～100 “ “ 26 “ 100～105 “ “ 21 “ 105～110 “ “ 16 “ 110～115 “ “ 11 “ 115～120 “ “ 6 “ 120～123 “ “ 3 “ ②居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 38～85万円以下 26万円 85～90 “ “ 24 “ 90～95 “ “ 21 “ 95～100 “ “ 18 “ 100～105 “ “ 14 “ 105～110 “ “ 11 “ 110～115 “ “ 8 “ 115～120 “ “ 4 “ 120～123 “ “ 2 “	同 左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48～95万円以下 38万円 95～100 “ “ 36 “ 100～105 “ “ 31 “ 105～110 “ “ 26 “ 110～115 “ “ 21 “ 115～120 “ “ 16 “ 120～125 “ “ 11 “ 125～130 “ “ 6 “ 130～133 “ “ 3 “ ②居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 48～95万円以下 26万円 95～100 “ “ 24 “ 100～105 “ “ 21 “ 105～110 “ “ 18 “ 110～115 “ “ 14 “ 115～120 “ “ 11 “ 120～125 “ “ 8 “ 125～130 “ “ 4 “ 130～133 “ “ 2 “	同 左	同 左

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29
配偶者特別控除(続)				
所得控除	<p>控除対象扶養親族(年齢16歳以上) 380,000円</p> <p>うち、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満) 630,000円</p> <p>うち、老人扶養親族(年齢70歳以上) 480,000円</p> <p>ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円</p> <p>(扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合) と同様</p>	同 左	<p>同 左</p> <p>(注) 非居住者である親族に係る扶養控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①扶養控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付することを義務付ける。(27年度改正において措置)</p>	同 左
控除(続)	<p>控除額 270,000円</p> <p>障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 400,000円</p> <p>扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合は、 750,000円</p> <p>障害者のうち、寡婦(寡夫)に該当する場合は、 350,000円</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 所得要件なし</p> <p>(2) 寡婦(寡夫)</p> <p>① 寡婦…夫と死別・離婚した後再婚していない者等が扶養親族等を有する者か、夫と死別した後再婚していない者等で合計所得金額500万円以下の者</p> <p>(注) 扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の者は、8万円の特別加算</p> <p>② 寡夫…妻と死別・離婚した後再婚していない者等が総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者</p> <p>(3) 勤労学生</p> <p>学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者</p>	同 左	<p>同 左</p> <p>(注) 非居住者である親族に係る障害者控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①障害者控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付することを義務付ける。(27年度改正において措置)</p> <p>同 左</p>	同 左

及び税率の推移(続)

30	令和元年	2	3	4																																				
<p>③居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合</p> <table border="1"> <tr><td>38～85万円以下</td><td>13万円</td></tr> <tr><td>85～90</td><td>12</td></tr> <tr><td>90～95</td><td>11</td></tr> <tr><td>95～100</td><td>9</td></tr> <tr><td>100～105</td><td>7</td></tr> <tr><td>105～110</td><td>6</td></tr> <tr><td>110～115</td><td>4</td></tr> <tr><td>115～120</td><td>2</td></tr> <tr><td>120～123</td><td>1</td></tr> </table> <p>(29年度改正において措置)</p>	38～85万円以下	13万円	85～90	12	90～95	11	95～100	9	100～105	7	105～110	6	110～115	4	115～120	2	120～123	1		<p>③居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合</p> <table border="1"> <tr><td>48～95万円以下</td><td>13万円</td></tr> <tr><td>95～100</td><td>12</td></tr> <tr><td>100～105</td><td>11</td></tr> <tr><td>105～110</td><td>9</td></tr> <tr><td>110～115</td><td>7</td></tr> <tr><td>115～120</td><td>6</td></tr> <tr><td>120～125</td><td>4</td></tr> <tr><td>125～130</td><td>2</td></tr> <tr><td>130～133</td><td>1</td></tr> </table> <p>(30年度改正において措置)</p>	48～95万円以下	13万円	95～100	12	100～105	11	105～110	9	110～115	7	115～120	6	120～125	4	125～130	2	130～133	1		
38～85万円以下	13万円																																							
85～90	12																																							
90～95	11																																							
95～100	9																																							
100～105	7																																							
105～110	6																																							
110～115	4																																							
115～120	2																																							
120～123	1																																							
48～95万円以下	13万円																																							
95～100	12																																							
100～105	11																																							
105～110	9																																							
110～115	7																																							
115～120	6																																							
120～125	4																																							
125～130	2																																							
130～133	1																																							
同左	同左	<p>同左 (扶養親族の所得要件 (合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置))</p> <p>[令和5年分以後適用] 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について、扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であつて次に掲げる者のいずれにも該当しないものを除外する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ② 障害者 ③ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 (注) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者である親族(障害者である親族を除く。)に係る扶養控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等上記①に掲げる者に該当する旨を証する書類又は上記③に掲げる者に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付等することを義務付ける。 (令和2年度改正において措置) 	同左	同左																																				
<p>控除額 同左</p> <p>障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同左</p> <p>扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、同左</p> <p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、同左</p> <p>(同一生計配偶者の所得要件 (合計所得金額が38万円以下であること。) (29年度改正において措置))</p> <p>同左</p>	同左	<p>控除額 同左</p> <p>障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同左</p> <p>扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、同左</p> <p>(同一生計配偶者の所得要件 (合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置))</p> <p>ひとり親控除 350,000円</p> <p>(所得要件等)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者 同左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次に掲げる要件に該当する者 <ol style="list-style-type: none"> ㊦ 夫と離婚した後再婚していない者で扶養親族を有する者であること又は夫と死別した後再婚していない者であること ㊧ 合計所得金額500万円以下であること ㊨ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者 (4) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者 (30年度改正において措置) 	同左	同左																																				

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29																
所得控除 (続)	<p>(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額。</p> <p>(2) 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超える部分の金額（最高200万円）。 (注) 医療費控除の対象 範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加。</p> <p>(3) 生命保険料控除 各保険料控除の合計適用限度額は、12万円。 ① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約） (イ) 一般生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～20,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>20,001円～40,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～80,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超の場合</td> <td>40,000円（一律）</td> </tr> </table> <p>(ロ) 介護医療保険料 同上 (ハ) 個人年金保険料 同上</p> <p>② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約） (イ) 一般の生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～25,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>25,001円～50,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,001円～100,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円超の場合</td> <td>50,000円（一律）</td> </tr> </table> <p>(ロ) 個人年金保険料 同上</p>	～20,000円の場合	支払保険料等全額	20,001円～40,000円の場合	支払保険料等×1/2+10,000円	40,001円～80,000円の場合	支払保険料等×1/4+20,000円	80,000円超の場合	40,000円（一律）	～25,000円の場合	支払保険料等全額	25,001円～50,000円の場合	支払保険料等×1/2+12,500円	50,001円～100,000円の場合	支払保険料等×1/4+25,000円	100,000円超の場合	50,000円（一律）	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左 (注) セルフメディケーション税制 平成29年から令和3年までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている居住者が、その年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品等購入費のうち12,000円を超える部分の金額（88,000円を限度）について、その年分の総所得金額等から控除。 (28年度改正において措置)</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>
～20,000円の場合	支払保険料等全額																			
20,001円～40,000円の場合	支払保険料等×1/2+10,000円																			
40,001円～80,000円の場合	支払保険料等×1/4+20,000円																			
80,000円超の場合	40,000円（一律）																			
～25,000円の場合	支払保険料等全額																			
25,001円～50,000円の場合	支払保険料等×1/2+12,500円																			
50,001円～100,000円の場合	支払保険料等×1/4+25,000円																			
100,000円超の場合	50,000円（一律）																			

及 び 税 率 の 推 移 (続)

30	令和元年	2	3	4
(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左
(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション 税制 同 左 適用期限を令和8年まで5年 延長	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション 税制 同 左 ① 所要の経過措置を講じた 上、対象となるスイッチOT C医薬品から、療養の給付に 要する費用の適正化の効果が 低いと認められるものを除外。 ② スイッチOTC医薬品と同 種の効能又は効果を有する要 指導医薬品又は一般用医薬品 (スイッチOTC医薬品を除 く。)で、療養の給付に要す る費用の適正化の効果が著し く高いと認められるものを対 象に追加。 (令和3年度改正において措置)
(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左

18. 所 得 税 の 控 除

区 分	平成26年	27	28	29
所 得 の 他 の 所 得 控 除 (統)	(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等（最高50,000円） (注) 平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については控除額が適用（地震保険料控除と合わせて最高50,000円）	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
	(5) 社会保険料控除 支払額の全額	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
	(6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額 ① 小規模企業共済契約に係る掛金 ② 確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金 ③ 心身障害者扶養共済制度の掛金	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 確定拠出年金の個人型年金加入者掛金について、対象となる確定拠出年金の個人型年金の加入者の範囲に、企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)
	(7) 寄附金控除 ① 国又は地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 ④ 認定NPO法人に対する寄附金 ⑤ 政治活動に関する寄附金（特定の政治献金） ⑥ 特定新規中小会社の特定新規株式を払込みにより取得をした場合におけるその年中に取得に要した金額（1,000万円を限度）について、寄附金の額（所得金額の40%を限度）のうち、2千円を超える部分の金額を所得控除する。 (注) 1 認定NPO法人等並びに一定の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附について、新たに税額控除制度を導入し、従来の所得控除制度との選択制とする。 2 上記⑥の特定新規中小会社の特定新規株式とは以下の株式をいう。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現行：中小企業等経営強化法）に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（設立1年目のものその他一定のものに限る。）により発行される株式	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除の適用対象となる特定新規株式の範囲に、国家戦略特別区域法に規定する一定の株式会社により発行される株式で平成30年3月31日までの間に発行されるものを追加する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、適用対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を2年延長する。 また、適用対象となる特定新規株式の範囲に、地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社で平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に同法の規定による確認を受けたものにより発行される株式のうち、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを追加する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除について、適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を平成31年3月31日まで2年延長する。

及 び 稅 率 の 推 移 (続)

30	令和元年	2	3	4
(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左
(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合の 課税の特例について、 ① 適用対象となる地域再 生法に規定する特定地域 再生事業を行う株式会社 (平成30年3月31日ま でに同法の確認を受けたも のに限る。)により発行 される株式で当該確認を 受けた日から同日以後3 年を経過する日までの間 に発行されるものを、当 該特定地域再生事業を行 う株式会社により発行さ れる株式で地域再生法等 の改正法の施行の日から 令和2年3月31日までの 間に発行されるものに見 直すとともに、所要の 経過措置を講ずる。 ② 適用対象となる国家戦 略特別区域法に規定する 特定事業を行う株式会社 により発行される株式の 発行期限を2年延長する。 ③ 適用対象となる株式の 範囲から、総合特別区域 法に規定する指定会社 により発行される株式を 除外する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合 における控除について、 適用対象となる沖縄 振興特別措置法の指定 会社に係る同法の規定 に基づく指定期限を令 和3年3月31日まで2 年延長する。 ① 適用対象となる地域再 生法に規定する特定地域 再生事業を行う株式 会社(平成30年3月31 日までに同法の確認を 受けたものに限る。)に より発行される株式で 当該確認を受けた日か ら同日以後3年を経過 する日までの間に発行 されるものを、当該特 定地域再生事業を行う 株式会社により発行さ れる株式で地域再生法 等の改正法の施行の日 から令和2年3月31日 までの間に発行される ものに見直すとともに、 所要の経過措置を講ず る。 ② 適用対象となる国家 戦略特別区域法に規定 する特定事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を令 和6年3月31日まで2 年延長する。 ③ 適用対象となる株式 の範囲から、総合特別 区域法に規定する指定 会社により発行される 株式を除外する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 1 特定新規中小会社が 発行した株式を取得し た場合の課税の特例に ついて、 ① 適用対象となる特定 新規株式の範囲に、次 に掲げる株式を追加す る。 イ 内国法人のうちその 設立の日以後5年を経 過していない中小企業 者に該当する一定の株 式会社により発行され る株式で、一定の投資 事業有限責任組合契約 に従って取得されるも の ロ 内国法人のうちその 設立の日以後5年を経 過していない中小企業 者に該当する一定の株 式会社により発行され る株式で、第一種少額 電子募集取扱業務を行 う一定の者が行う当該 業務により取得される もの ② 適用対象となる国家 戦略特別区域法に規定 する特定事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を2 年延長する。 ③ 適用対象となる地域 再生法に規定する特定 地域再生事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を2 年延長する。 2 新型コロナウイルス感 染症等の影響に対応す るための国税関係法律 の臨時特例 (令和2年4月30日 施行) 指定行事の中止等によ り生じた	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合 の課税の特例について、 ① 特定新規株式の取得 に要した金額として寄 附金控除の適用を受け ることができる限度額 を800万円(改正前: 1,000万円)に引き下 げる。 (令和2年度改正にお いて措置) ② 適用対象となる沖縄 振興特別措置法の指定 会社に係る同法の規定 に基づく指定期限を令 和4年3月31日まで1 年延長。 ③ 特定公益増進法人等 に対する寄附金につ いて、適用対象となる 寄附金から出資に関 する業務に充てられる ことが明らかな寄附 金を除外する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行 した株式を取得した場合 の課税の特例について、 ① 適用対象となる沖縄 振興特別措置法の指定 会社に係る同法の規定 に基づく指定期限を令 和7年3月31日まで3 年延長する。 ② 適用対象となる国家 戦略特別区域法に規定 する特定事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を令 和6年3月31日まで2 年延長する。 ③ 適用対象となる地域 再生法に規定する特定 地域再生事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を令 和6年3月31日まで2 年延長する。

18. 所得税の控除

区分		平成26年	27	28	29
所得控除(統)	その他の所得控除(統)	② 総合特別区域法に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式でその指定の日から3年を経過する日までの間に発行されるもの ③ 沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式			
	税配当額控除	④ 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5% ⑤ 証券投資信託の収益の分配については5%（課税総所得金額が1,000万円を超えるとときは、その超える部分については2.5%）〔所法〕 ただし、公募証券投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。 〔措法〕 (注) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除の対象とならない。 〔措法〕	同左	同左	同左
除	分配時調整外国税相当額控除				

及 び 稅 率 の 推 移 (續)

30	令和元年	2	3	4
		<p>権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得稅額の特別控除の特例 個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求權の全部又は一部の放棄を指定期間内(令和2年2月1日から令和3年12月31日まで)にした場合において、放棄払戻請求權相当額又は特定放棄払戻請求權相当額(20万円を限度)については、寄附金控除又は所得稅額の特別控除の適用ができることとする。</p>		
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		<p>(30年度改正において創設) 居住者等が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合において、その収益の分配に係る二重課稅調整が行われた外国所得稅の額があるときは、その収益の分配に係る外国所得稅の額で収益の分配に係る所得稅の額から控除された金額のうち居住者等が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額(分配時調整外国稅相当額)を、一定の限度内で所得稅額から控除する。</p>		

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29
外国税額控除	<p>外国所得税（通常行われる取引と認められない一定の取引に係る外国所得税を除く。）を課せられた年分の所得税額のうち国外源泉所得に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除余裕枠は当年の控除枠に加え、過去3年以内の控除未済額は当年で控除できる。</p> <p>なお、外国税額控除の適用を受けた外国所得税がその後の年分において外国で減額された場合には調整を行う。</p> <p>(注)</p> <p>1 外国税額控除の適用を受けた外国所得税が減額された場合の調整を、その適用を受けた年の翌年以後7年以内の減額に限る。</p> <p>(21年度改正において措置)</p> <p>2 複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分を外国税額控除の適用の対象となる外国所得税から除外。</p> <p>3 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等に課税権を認めた所得で当該条約相手国等において外国所得税を課されるものは、国外所得に該当。</p> <p>(23年度改正において措置)</p>	同 左	同 左	<p>同 左</p> <p>(注) 控除限度額の計算の基となる所得でその源泉が国外にあるものを、新たに国外所得金額として定義。</p> <p>(26年度改正において措置)</p>
住宅借入金等に係る税額控除	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 居住者が、新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間（年間所得3,000万円以下の年に限る。）にわたり所得税額から控除する。</p> <p>なお、控除額のうちその年の所得税から控除しきれない金額がある場合には、一定の金額を個人住民税から控除することができる（地方税法）。</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 1 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 2 適用の際に、税務署長が行政手続における番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 1 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。 (注) 2 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。（消費税率引上げ時期変更法において措置）</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 1 住宅ローン減税の適用を受ける住宅が災害により居住の用に供することができなくなった場合、災害により居住の用に供することができなくなった年以後の適用年（従前家屋等を事業等の用に供した等の日以後の各年を除く。）についても適用可能とする。 2 上記1の場合において、再建支援法適用者は、従前家屋に係る住宅借入金等と再取得等をした家屋の住宅借入金等について重複して適用可能とする。</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

30	令和元年	2	3	4
同 左	同 左	同 左 (注) 我が国で所得として認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国所得税の額に、居住者に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国所得税の額を追加。 (令和元年度改正において措置)	同 左	同 左 (注) 我が国で所得として認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国所得税の額に、他の者の所得に相当する金額に対し、これを居住者の所得とみなして課される一定の外国所得税の額及び実質的に支払金額等に対して課される一定の外国所得税の額を追加。 (令和2年度改正において措置)
(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であり、かつ、当該住宅を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合には控除期間の3年間延長の特例を適用できる。 なお、入居11～13年目に控除する場合についても、所得税額から控除しきれない金額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することができる(地方税法)。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であり、かつ、当該住宅を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合には控除期間の3年間延長の特例を適用できる。 なお、入居11～13年目に控除する場合についても、所得税額から控除しきれない金額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することができる(地方税法)。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例(令和2年4月30日施行) 1 住宅の新築取得等をした場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年12月31日までに当該住宅を居住の用に供することができなかったときであっても、令和3年12月31日までに居住の用に供した場合(一定の要件を満たす場合に限る。)は控除期間の3年間延長の特例を適用することができる。 2 既存住宅を取得し特定増改築をした場合又は耐震改修住宅を取得して耐震改修をした場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりそれらの住宅の取得の日から6月以内に居住の用に供することができなかったときであっても、一定の要件の下でこの控除の適用を受けることができる。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例 住宅の新築取得等をした場合において、当該家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、一定の要件の下でこの控除及び控除期間の3年間延長の特例を適用することができる。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 個人が、一定の住宅の新築取得等をして6ヵ月以内に居住の用に供した場合において、住宅借入金等を有する等の一定の要件を満たすときは、以下の住宅の区分に応じ10年間又は13年間(合計所得金額が2,000万円以下に限り、)にわたり次により算出した金額を所得税額から控除する。 ① 新築住宅・買取再販住宅・・・13年間(※) (※) 省エネ基準を満たさない住宅で、居住年が令和6年又は令和7年である場合は10年間 ② 既存住宅・・・10年間 なお、控除額のうちその年の所得税から控除しきれない金額がある場合には一定の金額を個人住民税から控除することができる(地方税法)。

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29
住宅借入金等に 係る 税額 除 (続)	[控除額の計算] 住宅借入金等の年末残高(控除 対象限度額を限度)×1%(10 年間)	[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左
	[控除対象限度額] ① 一般の住宅 イ 住宅の対価又は費用の額 に含まれる消費税等の税率 が8%又は10%の場合… 4,000万円 ロ 上記以外の場合…2,000 万円 ② 認定住宅 イ 住宅の対価又は費用の額 に含まれる消費税等の税率 が8%又は10%の場合… 5,000万円 ロ 上記以外の場合…3,000 万円	[控除対象限度額] 同左	[控除対象限度額] 同左	[控除対象限度額] 同左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

30	令和元年	2	3	4
<p>[控除額の計算] 同 左</p>	<p>[控除額の計算] ① 平成26年4月から令和3年居住分のうち下記②に該当しない場合 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(10年間) ② 令和元年10月から令和2年12月居住分(住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%の場合に限る。) イ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(1~10年目) ロ 次のいずれか少ない金額(11年目から13年目) ① 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1% ② 建物購入価額(4,000万円(認定住宅の場合は5,000万円)を限度)の2%÷3</p>	<p>[控除額の計算] 同 左</p>	<p>[控除額の計算] 同 左 (注) 新型コロナ税特法に定める措置により令和3年居住分(一定の要件を満たす場合に限る。)についても令和元年②のとおり控除額の計算を行うことができる。</p>	<p>[控除額の計算] 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×0.7%(10年間又は13年間) (注) 新型コロナ税特法に定める措置により令和4年居住分(一定の要件を満たす場合に限る。)についても令和元年②のとおり控除額の計算を行うことができる。</p>
<p>[控除対象限度額] 同 左</p>	<p>[控除対象限度額] 同 左</p>	<p>[控除対象限度額] 同 左</p>	<p>[控除対象限度額] 同 左</p>	<p>[控除対象限度額] ① 新築住宅・買取再販住宅 イ 令和4年・令和5年入居 ① 認定住宅…5,000万円 ② ZEH水準省エネ住宅…4,500万円 ③ 省エネ基準適合住宅…4,000万円 ④ その他の住宅…3,000万円 ロ 令和6年・令和7年入居 ① 認定住宅…4,500万円 ② ZEH水準省エネ住宅…3,500万円 ③ 省エネ基準適合住宅…3,000万円 ④ その他の住宅…2,000万円 ② 既存住宅 イ 認定住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅…3,000万円 ロ その他の住宅…2,000万円</p>

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29
税額控除(統)	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 [制度の基本的内容] 特定の個人が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。</p> <p>[控除額の計算] ① 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年末残高×1%</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 [制度の基本的内容] 個人が、その者の居住用の家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。</p> <p>[控除額の計算] ① 一定の省エネ改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年末残高×1%</p>	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 同左 (注) 1 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 2 適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) 1 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 2 適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 同左 (注) 1 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置) 2 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) 1 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置) 2 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。</p> <p>(4) 三世代同居対応改修税制 [制度の基本的内容] 個人が、その者の居住用の家屋について一定の三世代同居対応改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその三世代同居対応改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p> <p>[控除額の計算] ① 一定の三世代同居対応改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年末残高×1%</p>	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 同左</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) 1 適用対象となる工事に特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を加える。 2 適用対象となる省エネ改修工事に、居室の窓の断熱改修工事又は居室の窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が一定以上となること等の要件を満たすものを加える。</p> <p>(4) 三世代同居対応改修税制 同左</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

30	令和元年	2	3	4
(2) バリアフリー改修促進税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左 (注) 適用期限(令和3年12月31日)は延長しない。	
(3) 省エネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注) 適用期限(令和3年12月31日)は延長しない。	
(4) 三世代同居対応改修税制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左 (注) 適用期限(令和3年12月31日)は延長しない。	

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29
政治 献金 税額 控除	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した政党等に対する献金の合計額 - 2千円) × 30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする</p>	同 左	同 左	同 左
額 控 除 (続)	<p>個人が支出した認定特定非営利活動法人等並びにPST要件や情報公開要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人（以下「認定NPO法人等」という。）に対する寄附金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の合計額 - 2千円) × 40% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>	<p>同 左 (注) 対象となる学校法人等のPSTの絶対値要件について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることを要件とする。その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上であることとする。その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることを要件を加える。</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>	<p>同 左 (注) ① 対象となる公益法人等のPSTの絶対値要件について、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることを要件とする。その公益目的事業費用等の額の合計額を1億で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上であることを要件とする。その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることを要件を加える。 ② 対象となる寄附金の範囲に、PST要件や情報公開要件を満たす国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構に対する寄附金のうち修学支援事業に充てられることが確実なものを追加する。</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>	同 左

及び税率の推移(続)

30	令和元年	2	3	4
同左	同左 (注) 適用期限を令和6年12月31日まで5年延長。	同左	同左	同左
同左	同左	同左 (注) 対象となる寄附金の範囲に、PST要件や情報公開要件を満たす国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金のうち学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であるものを追加する。	同左 (注) 対象となる認定NPO法人等に対する寄附金について、適用対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する。	同左

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29
耐震改修税額控除	<p>(1) 平成26年1月から平成26年3月までの間に耐震改修を行った場合 昭 and 56 年以前に建築された住宅の一定の耐震改修をした場合、<u>実際の耐震改修費用から補助金等を控除した金額</u>と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>(2) 平成26年4月から平成29年12月までの間に耐震改修を行った場合 昭 and 56 年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、<u>標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額</u>（250万円（当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円）を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p>	<p>昭 and 56 年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（250万円（耐震改修工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円）を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>(注) 1 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 2 適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>同左 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法において措置)</p>	<p>同左</p>
	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 ① 平成26年1月から3月までの間にバリアフリー改修を行った場合 その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る費用の額から補助金等の額を控除した金額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（150万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。 ② 平成26年4月から平成29年12月までの間にバリアフリー改修を行った場合 その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（200万円（当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は150万円）を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（200万円（バリアフリー改修工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は150万円）を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>(注) 1 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 2 適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同左 (注) 適用期限を令和3年2月31日まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法において措置)</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同左</p>
特定の改修工事をした場合の税額控除 (続)				

及 び 税 率 の 推 移 (続)

30	令和元年	2	3	4
同 左	同 左	同 左	同 左	<p>昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（250万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>(注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。</p>
<p>(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額 控除 その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額（200万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>(注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。</p>

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29
税額控除(続)	<p>(2) 省エネ改修税額控除</p> <p>① 平成26年1月から3月までの間に省エネ改修を行った場合 その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る費用から補助金等を控除した金額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度(※))の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>(※) 併せて太陽光発電装置を設置する場合は100万円を加算する。</p> <p>② 平成26年4月から平成29年12月までの間に省エネ改修を行った場合 その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度(※))の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>(※) 併せて太陽光発電装置を設置する場合は350万円。</p>	<p>(2) 省エネ改修税額控除 その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度(※))の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>(※) 併せて太陽光発電装置を設置する場合は350万円。</p> <p>(注)</p> <p>1 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。</p> <p>2 適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>(2) 省エネ改修税額控除 同左 (注)</p> <p>1 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。</p> <p>2 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p> <p>(3) 三世代同居対応改修税額控除 その者の所有する居住用の家屋について一定の三世代同居対応改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその三世代同居対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>(注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p>	<p>(2) 省エネ改修税額控除 同左</p> <p>(3) 三世代同居対応改修税額控除 同左</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

30	令和元年	2	3	4
(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 その者の居住の用に供 する家屋について一定の 省エネ改修工事を行い、 6月以内に居住の用に供 した場合のその省エネ改 修工事に係る標準的な工 事費用相当額から補助金 等の額を控除した金額 (250万円を限度(※)) の10%相当額を所得税額 から控除する。 (※)併せて太陽光発電装 置を設置する場合は 350万円。 (注) 1 適用対象となる省エネ 改修工事を窓の断熱改修 工事又は窓の断熱改修工 事と併せて行う天井、壁 若しくは床の断熱改修工 事(改正前:全ての居室 の全ての窓の断熱改修工 事又は全ての居室の全て の窓の断熱改修工事と併 せて行う天井、壁若しく は床の断熱改修工事)と する。 2 適用期限を令和5年12 月31日まで2年延長。
(3) 三世同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世同居対応改修税 額控除 同 左 (注) 適用期限を令和5年12月 31日まで2年延長。

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29
税額控除(続)	特定の改修工事をした場合の税額控除(続)			<p>(4) 耐久性向上改修税額控除 その者の所有する居住用の家屋について一定の耐久性向上改修工事(耐震改修, 省エネ改修工事又はこれらの改修工事と併せて行うものに限る。)を行い, 6月以内に居住の用に供した場合のその耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円(耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う場合には500万円)を限度(※))の10%相当額を所得税額から控除する。 (※) 省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合は350万円。</p>
税額控除(続)	認定住宅の新築等をした場合の税額控除	<p>同左 (注) 1 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 2 適用の際に, 税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは, 住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>同左 (注) 1 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で, 非居住者期間中に住宅の取得等をした場合についても適用できる。 2 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p>	同左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

30	令和元年	2	3	4
(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。 (5) その他 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除又は上記(1)～(4)の税額控除の適用を受ける場合に限り、これらの税額控除に係る改修工事等の標準的な費用の額(控除対象限度額を超える部分に限る。)とこれらの改修工事等と併せて行う一定の増改築等に係る費用の額との合計額(これらの改修工事の標準的な費用の額の合計額と1,000万円から当該合計額(当該合計額が控除対象限度額を超える場合には控除対象限度額)を差し引いた金額のいずれか低い金額を限度)の5%相当額をこれらの税額控除に上乗せして所得税額から控除する。
同 左	同 左	同 左	同 左	認定長期優良住宅、認定低炭素住宅又はZEH水準省エネ住宅の新築等をして、6月以内に居住の用に供した場合には、それらの住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(650万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(翌年繰越可)。 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。

18. 所得税の控除

区分	平成26年	27	28	29
その他の控除等	(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額（最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算）を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税とする。 ただし、退職手当等の支払者の役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の者に限る。）が支払を受ける特定役員退職手当等に係る退職所得については退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を適用しない。	(1) 退職所得 同左	(1) 退職所得 同左	(1) 退職所得 同左
	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、5分5乗により分離課税とする。	(2) 山林所得 同左	(2) 山林所得 同左	(2) 山林所得 同左
	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額（5,000万円特別控除等）を控除して課税する。 (21年度改正において創設) 平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得については、譲渡益から1,000万円を控除する。	(3) 譲渡所得 ① 同左 ② 同左	(3) 譲渡所得 ① 同左 ② 同左	(3) 譲渡所得 ① 同左 ② 同左
	(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から50万円を控除し、その残額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。	(4) 一時所得 同左	(4) 一時所得 同左	(4) 一時所得 同左
	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 “ 20% 695 “ 23% 900 “ 33% 1,800 “ 40% (参考) 復興特別所得税 ・平成25年（2013年）1月から令和19年（2027年）12月までの措置として、所得税額に対して2.1%の付加税。 ・納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じ。	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 “ 20% 695 “ 23% 900 “ 33% 1,800 “ 40% 4,000 “ 45% (25年度改正において措置)	同左	同左
税率				

及 び 税 率 の 推 移 (続)

30	令和元年	2	3	4
(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左 (注) その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない。 (令和3年度改正において措置)
(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左
(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左